

発言表（厚生労働委員会）

白石洋一君（国民）

根本匠厚生労働大臣

政府参考人 総務省 大村 自治行政局公務員部長

政府参考人 厚生労働省 樽見 英樹 保険局長

政府参考人 厚生労働省 木下 賢志 年金局長

政府参考人 厚生労働省 大西 康久 政策統括官

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 国民民主党の白石洋一です。

まず冒頭、先ほど来、同僚議員が申し入れているように、水道法の質疑、これをぜひやっていただきたい。

私の地元の愛媛県、豪雨災害があつて、私のところではないんですけども、宇和島市、ここは水道浄水場が被害に遭つて、旧吉田町、三間町、水道がとまった。ここを、事業者が宇和島市長だからこそ、六カ月かかるだろうと言われていた復旧が一カ月でなし遂げられたんじゃないかなど私は思っているんです。

水道のことばかり、そのときは確保のことばかり考へて、夢にまで水道のことが出てきたというふうに言っていますけれども、それは、地方公共団体の首長が事業者で、だからこそ、愛媛県や、あるいは水道協会、これは地方公共団体の水道事業をつかさどっているとこの集まりです、それから、厚労省の水道課、さらには、今回の場合、

東京都、こういうったところ、さらには民間のメーカーさんも協力した。

これが本当に、ほかの、先ほどから言われている外国企業であつたら、ここまで一致結束して短期間でなし遂げられたのか、これは疑問です。ですから、私も、この法律に対して慎重なんです。

ぜひ、別途、質疑の時間を設けていただくよう委員長、お願いします。

○富岡委員長 理事会に諮りたいと思います。

○白石委員 それでは、用意した質問に入ります。

来年十月、消費税が上がる。上がる上で、これは逆進性がありますから、低所得者対策、これを打つていかないといけない。これは当然のことだと思ひます。今考えられているようなこと、報道されていますけれども、ポイント制とか、あるいは商品券とか、これは一過性なんです、一回こつきり。これよりも永続性のある対策という方が、ずっと私は大事だと思ひますね。

その中の一つとして、年金生活者支援給付金というものがあつます。これは、お手元の資料に、その事業の内容、概略、ありますけれども、支給要件として、六十五歳以上の老齢基礎年金の受給者であること、②、前年の公的年金の収入金額とその他の所得の合計額が、老齢基礎年金満額、約七十八万円、つまり月額六万五千円以下であること、そして同一世帯の全員が市町村税非課税であること、こういうふうにあります。

しかし、この支給の仕方がこの下にありまして、給付額、月額五千円掛ける保険料納付済み期間で

案分するんですね。つまり、どういうことになるかというところ、この右側にあるように、年金の金額、多い人ほどたくさん、五千円、満額に近くもらえる。逆に言えば、低年金であればあるほど、五千円どころじゃない。例えば、この例でありますけれども、十年、つまり最低支給期間ぎりぎりの方は、千二百五十円ではないということなんです。

これは、私は問題だと思ひます。彼らこそ救うべきじゃないかと。であるならば、これらの方々、五千円を年金支給期間によつて期間案分するんじゃないかと、満額、五千円にすべきだと。もちろん、誤解をよくされるんですけども、七十八万円を超えたところは、これは低減させていく。年金金額がふえればふえるほど、支給金額を低減させてグラデーションはつける。これはこのままでいいんです。問題なのは左側で、ここは、平行移動、五千円を満額全ての方に支払うべきじゃないかというふうに思ひますね。

その場合の年間の必要額。これは今、この三角のやつだったら、年間五千八百億というふうに三党合意のときは試算されていますけれども、これを満額にした場合、幾らになるんでしょうか、お願いします。

○木下政府参考人 答えいたします。

まず、今委員御指摘の、定額で五千円をいわゆる六万五千円未満の方々に支給するという御提案なのでございますけれども、これは二十四年当初、定額の加算、委員の御指摘のような形での提案が、六千円だったと思ひますけれども、提案がござい

ました。

その中で、二十四年当時の社会保障と税の一体改革における三党合意の結果、これは年金制度の枠外で実施をするということと、それから、保険料の納付意欲に悪影響を与えないように、保険料の納付済み期間に比例した給付とされたものと承知しております。こうした経緯は非常に重たいものだと思っております。

その上で、今の、五千円と一律にということでございますけれども、これは、当時の今先生御指摘の数字は、二十四年当初に推計したものでございます。今はちようど予算編成過程にございますので、対象者数の基礎数字等が確定しておりますので、現時点では申し上げることはできないわけでございます。政府予算案が確定した後であれば、基本的に、月額五千円以下の方について、基礎年金水準満額以下の方について何人ぐらいおられるのかというところは、基礎数字をお示しすることはできるものと思っております。

いずれにしても、消費税を一〇%に引き上げたときに、当時、五千六百億の予算が必要であるというところで推計しておりますけれども、この枠内でぎりぎり、消費税の枠内で提案したものでございまして、今御指摘のように、五千円を一律にということとはなかなか実現が難しいのかなと思っております。

○白石委員 低所得者対策ということで、ほかにもいろいろ予算を確保してやろうとしているじゃないですか。その一つです。加えて、三党合意の後、相当いろいろ修正されてきているわけですか

ら、その中の一つとしてやるべきだと思えます。おっしゃったとおり、当初は、支払期間に比べて過剰的ということがありますけれども、でも、たとえこれを満額払ったとしても、老齢基礎年金を長い期間払った人ほど上がるということは、これは変わらないわけです、平行移動ですから。そのこと。

そして、予算についても、私の試算によると、追加的に八百億円なんです。つまり、五千六百億円もとの部分プラス八百億円でいけるわけですね。ですから、ぜひこのところを考えていただきたいんですけれども、ここはちよつと、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 やはり私は、これをどう考えるかということだろうと思っております。

もう既に局長が御答弁いたしました。年金生活者支援給付金制度、当初、年金制度として、今委員がおっしゃられるような、要は、定額の加算を設ける案であつたと思えます。ただ、平成二十四年当時の社会保障と税の一体改革における三党合意の結果、年金制度の枠外で実施しよう、それから、保険料の納付意欲に悪影響を与えない。要は、定額給付は保険料納付インセンティブを損なつて、社会保障方式になじまないのではないかと、こういう議論があつて、保険料納付期間に比例した給付とされたと承知しております。

私、やはり、いろんな政策論がありますけれども、こういう経緯というのは重いものではないかと思えます。

○白石委員 ここをぜひ、それも大事にしながら

も、いい方向への修正というものを検討していただきたいと思えます。

加えて、低年金の最たるものは無年金なんです。ゼロ円がやっぱり一番苦しいわけですね、低年金。無年金の人にはこの給付金というのは支給されないということに今の状況ではなっているわけですね。支給要件として、六十五歳以上の老齢基礎年金の受給者であること。じゃ、受給者でない人は何もなしと。ここは私はやはり問題だと思ふんです。

無年金の方々に定額五千円、月額五千円支給した場合の年間予算額、幾らになるんでしょうか。簡潔に。

○木下政府参考人 お答えいたします。

昨年の八月に実施されました受給資格期間の短縮、二十五年から十年でございますけれども、その際に把握をした二十八年度の調査によりますと、無年金の方が約二十六万人と見込まれております。二十六万人をベースに、単純に、月額五千円、年額六万円と、先生御指摘の給付額を実施するとした場合に、機械的な試算としては、年額ベースで約百五十六億円必要となります。

○白石委員 百六十億円です。ね。

これは、よく言われる、例えば生活保護者もまじっています。生活保護者は、もしこの給付金が入った場合、生活扶助金がその分減らされます。さらに、例えばお医者さんとか弁護士とか、こういう年金に頼らなくて無年金者になつた方々、この方々はほかに所得があるわけですから、そういう所得がある方々はこの支給要件の②のところ

はじかれるわけですね。

ですから、百六十億でこれらの低年金の最たる方々を救えるのであれば、この方々にも月額満額五千円支給すべきだと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 私、先ほど、年金生活者支援給付金制度、これは、二十四年当時の三党合意の考え方について答弁をいたしました。やはり、このときの議論、経緯というのは重いものではないかと思えます。

そして、繰り返しは避けませんが、このような経緯を踏まえれば、保険料納付実績を問うことなく無年金の方も対象とするということは、私は適当ではないのかなと考えます。

また、年金生活者支援給付金は、消費税を10%に上げたときに増加する消費税を活用することとされておりますので、この枠内でも御提案を実現することは困難ではないかと思っております。

○白石委員 低所得者対策の一環として、彼らも救済、手当てをしていただくようお願いします。

そして、次の質問に移ります。市町村運営の介護事業現場での同一労働同一賃金についてです。

これは、生の声があつて、それをもとに質問させていただくんですけども、全国で市町村が直営の介護事業者というのがある程度あると思うんですけどね。これは、民間の社会福祉法人と同じようにヘルパーさんとかが働いている。でも、この場合は地方公務員なわけですね。地方公務員として介護事業をやっている。相当数あると思うんですけども、まず、どれぐらいの規模あるのか、お

願います。

○大西政府参考人 平成二十九年の介護サービス施設・事業所調査によりまずと、全国の介護保険施設事業所のうち、開設主体又は経営主体で公的なものが占める割合は、介護保険施設では二・九%、介護サービス事業者では一・一%となつておるところでございます。

○白石委員 二・九、一・一、少ないですけどもそこそこある。

そこで働いていらつしやる方の同一労働同一賃金というのは、どのように規定上確保されているんでしょうか。これは、総務省の方、お願いします。

○大村政府参考人 お答えいたします。

地方公務員のこうした臨時非常勤職員の給与につきましては、昨年五月に地方公務員法等を改正いたしましたして、一般職の会計年度任用職員制度というものを創設いたしました。その結果、任用職務規律等の整備を図るとともに、非常勤職員であるこうした会計年度任用職員に対しては期末手当を支給できることとしたところでございます。

また、昨年八月に発出をいたしました事務処理マニュアルにおきましては、民間労働法制的動きなども踏まえながら、給与その他の勤務条件について処遇の適正化の観点から助言をいたしております。結果的に職務に応じた処遇の改善に資するものと考えております。

今回のこの改正法の趣旨は、臨時非常勤職員の適正な任用そして勤務条件の確保を図ることでございます。今後とも改正法の円滑な運用を図ら

れるように適切に助言を行つてまいりたいと考えております。

○白石委員 賞与が払われることが可能になったという改正が行われたということですけども、働き方改革で言われるような同一労働同一賃金の規定ではないんですね。それに一番近いものが、このお手元にあります地方公務員法の第二十四条の「職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬ。」ということぐらいなわけでありまして、これをぜひ拡大して、同一労働同一賃金、これは地方公務員にも必要です。ましてや、民間と同じ仕事をしているような介護事業者。ここでも正職員とそして臨時職員との格差が大きい。推測するに、民間よりも正規、非正規の格差が大きいんじゃないかと思うんですね。ここに対処すべく、政府としても法律の形で同一労働同一賃金を確保していただきたい。これは総務省さんお願いします。

そして、これを確保する、かろうじてある「職務と責任に應ずるものでなければならぬ。」これでもし救済するとしたら、どのような救済になるんでしょうか。非正規の方が、余りにも給料が正職員と比べて低いと感じた場合、どのようにすればいいんでしょうか。

○大村政府参考人 お答えをいたします。

御指摘の一般職の地方公務員につきまして、人事委員会又は公平委員会に対しまして、勤務条件に関して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるように要求することができることになつております。

この要求を受けた人事委員会又は公平委員会は、その要求を審査し、そして判定をして、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、みずから必要な措置を講じます。その他の事項につきましては、権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行うことができる仕組みとなっております。

また、職員の方は、人事委員会又は公平委員会に対して、勤務条件等に関する苦情相談をすることができるようになっております。苦情を受けた人事委員会又は公平委員会は、その内容に応じて、関係する制度の説明やアドバイス等を行うこととなっております。

○白石委員 公務員の場合は、非常に限られた、公平委員会とかはありますけれども、これは三人で、常勤の職員の方もおられない。労働基準監督署や我々の労働局とは随分体制が違うんですね。ここの確保と、それから、厚労省も、介護施設に対して検査しに行くと思います。そのときに、ぜひ、この給与の部分も見ていただきたいということをお願い申し上げます。

ちよつと、時間が迫ってきましたので、次の質問に移ります。

三番目は、健保組合についてです。

健保組合に協会けんぽから入ろうとした場合、例えばITの会社、会社が大きくなった、そして協会けんぽからその業界の健保組合に入ろうとした場合、いろいろ条件があって、審査されて、はじかれるその条件の中に扶養率というのがあったりするんです。つまり、扶養率というのは、本人

だけだったら扶養率ゼロ。わかりやすく、奥さんがいけば扶養率一、それが、扶養率が一を超えて、例えば子供が一人生まれたら扶養率二になるわけですが、それでも、その企業の扶養率が一を超えたら入れないというようなことがあったと、私のところに寄せられました。

こういったことはあり得るのでしょうか。許されるのでしょうか。お願いします。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。

健康保険組合に事業所を編入するという場合の扱いということでございますけれども、編入後の組合の事業運営が円滑に行われるかどうかということが重要な観点ということでございます。いわば、一緒に保険を助け合う集団ということでやっていくということでございますので、個々の組合の判断によつて基準を設けているということでございます。その基準の中に扶養率ということを設けるといふこと自体は否定はされておりません。

○白石委員 健保組合、財政事情、厳しいというのはわかります。でも、やはり、日本は少子化で、その少子化こそが国難であるということを考えれば、子どもさんの会社だからうちの健保組合には入ってほしくないというのはいかがなものかというふうに思っていますね。自立、自由というのが原則であるとしても。

であるならば、国としても、健保組合に対していろんな補助金があるじゃないですか。手元にお配りした四ページ、五ページですね。四ページのところは、既存の補助金の一覧。これは来年度の予算要求ベースですけれども、これで八百十七億、

さらに、次のページで、財政状況が悪いところについては三十億。

こういったことの補助金の中に、子供がいるから扶養率が高い、そのことをもって補助の対象にする、それによつて財政悪化にならないようにする、そういう補助制度があつてもいいと思うんですけれども、大臣、いかがですか。これは最後の質問になります。

○根本国務大臣 健保組合は、保険給付や保健事業の実施などの健康保険事業を行うために設立されております。このため、健保組合に対する国庫補助については、健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的として今実施しております。

こうした観点から、健保組合に対して、御提案の、子供の扶養率などの少子化対策に着目した要件を付して国庫補助を行う、これは慎重な検討が必要だと思えます。一方で、将来の医療保険制度を担う次世代を育成すること、これは委員も、私も重要だと認識しております。

健康保険制度では、出産を保険事故と捉えて保険給付を実施しております。特に、健保組合は、出産に伴う経済的負担を軽減するために、出産育児一時金への付加給付や出産費用の貸付け、出産前後の生活保障を行うため、出産手当金への付加給付を行うことが可能であります。

このような取組は次世代育成にも資するものであつて、これらの事業に積極的に取り組んでいただくように、協力を求めてまいりたいと思えます。

○白石委員 では、最後に、規模感がちよつと違うんです。高齢者に対して

は、ここにあります七百五十六億円の補助金をや
っている。であるならば、少子化対策もこれぐら
いの支援金を健保組合に対してあてがってほしい、
このことをお願いしまして、質問を終わります。
ありがとうございました。